

○総務省令第二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月十六日

総務大臣 新藤 義孝

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一の表端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）の項設備区分の欄を次のように改める。

主配線盤	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
光ケーブル成端架	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
メタルケーブル	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
ケーブル	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの

	加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（き線点遠隔收容装置、局設置簡易遠隔收容装置又は局設置遠隔收容装置を経由しない場合に限る。）
加入系光ケーブル	き線点遠隔收容装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
加入系電柱	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
加入系管路	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
加入系中	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの

口系管路	<p>加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p>
加入系共同溝	<p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p>
加入系と う道	<p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p>
電線共同溝	<p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの</p>

	<p>加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p>
自治体管路	<p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p>
情報ボックス	<p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）</p>
総合デジタル通信局内回線	<p>加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～局設置簡易遠隔收容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの</p>

終端装置	加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（き線点遠隔收容装置、局設置簡易遠隔收容装置又は局設置遠隔收容装置を經由しない場合に限る。）
------	---

別表第五第一の表加入者交換機（端末系伝送路設備、中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含み、手動によるものを除く。）の項加入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの欄中

アナログ局内回線	加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの
收容部	加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの（き線点遠隔收容装置を經由しない場合に限る。）
アナログ	加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（き線点遠隔收容装置又は局設置遠隔收容装置を經由しない場合に限る。）
デジタル回線	加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの
通部	加入者側終端装置～局設置遠隔收容装置間に設置するもの（き線点遠隔收容装置を經由しない場合に限る。）
	加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（き線点遠隔收容装置又は局設置遠隔收容装置を經由しない場合に限る。）

を

アナログ	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
局内回線	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
収容部	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
	加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を經由しない場合に限る。）
アナログ	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
・デジタル	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの
ル回線	加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
通部	加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を經由しない場合に限る。）
局設置簡	アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ
易遠隔収	・デジタル回線共通部を除く。
容装置	

加入者交換機に属する部分のうち、加入系光ケーブル及び中継系光ケーブル（き線点收容装置～加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものに限る。）を收容するもの

ヤ

加入者交換機に属する部分のうち、加入系光ケーブル及び中継系光ケーブル（き線点遠隔收容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの並びに局設置簡易遠隔收容装置～加入者交換機間に設置するものに限る。）を收容するもの

リ

き線点遠隔收容装置～加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの

ヤ

き線点遠隔收容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの  
局設置簡易遠隔收容装置～加入者交換機間に設置するもの

リ

ヤ。

別表第五第二の表電力設備の項中「小規模局用電源装置」を「小規模局用電源装置  
に定める。  
可搬型発動発電機」

別表第六の表加入者交換機の項算定方法の欄1(1)及び(2)中「局設置遠隔收容装置」の次に「又は局設置簡易遠隔收容装置」を加入し、回響2中「局設置遠隔收容装置の帰属先交換機の決定」を「局設置遠隔收容装置及び局設置簡易遠隔收容装置の帰属先交換機の決定」とし、加入し、回響(1)及び(2)中「すべての局設置遠隔收容装置」を「全ての局設置遠隔收容装置及び局設置簡易遠隔收容装置」とし、加入し、回響(3)中「局設置遠隔收容装置～加入者交換機間」の次に「及び局設置簡易遠隔收容装置～加入者交換機間」を「加入者交換機の收容回線数等を考慮して局設置遠隔收容装置」の次に「及び局設置簡易遠隔收容装置」を加入し、回響3中

「加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。」

を

「加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。」

なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあつ

ては、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを

が1であるときは、これを2とみなす。  
改め、同欄4中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表局設置遠隔収容装置の項算定方法の欄2中「すべて」を「全て」に改め、同2を同欄3とし、同欄1中「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局」に改め、同1を同欄2とし、同2の前に次のように加える。

1 局設置遠隔収容装置の設置基準

局別収容回線数が1万2千回線を超えない局のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当する局には局設置簡易遠隔収容装置を、それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。

ア 局に収容される回線に、メタル電話回線、低速専用線、高速メタル専用線及び光地域IP回線（当該光地域IP回線が当該局～加入者交換機設置局間に設置される伝送装置をメタル電話回線、低速専用線又は高速メタル専用線と共用しない場合に限る。）以外の回線を含まないこと。

イ メタル電話回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容電話回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。

ウ 低速専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容低速専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。

エ 高速メタル専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容高速メタル専用回線数に回線収

容率を乗じた値以下であること。

別表第六の表局設置遠隔収容装置の項の次に次のように加える。

局設置簡易遠隔収容装置	<p>1 設備量の算定 局設置簡易遠隔収容装置のユニット数を1とする。</p>
容装置	<p>2 投資額の算定</p> <p>次の(1)及び(2)の算定式により、前項の規定に基づく局ごとのユニット数を用いて求めた局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局の局設置簡易遠隔収容装置投資額として、全ての局の局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額を合算し、局設置簡易遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額</p> $= (\text{局設置簡易遠隔収容装置ユニット数})$ $\times (\text{局設置簡易遠隔収容装置ユニット単価})$ $+ (\text{専用線ユニット単価})$ $\times (\text{局設置簡易遠隔収容装置収容電話回線数})$ $\div (\text{局設置簡易遠隔収容装置収容電話回線数})$

十局設置簡易遠隔収容装置収容専用回線数)

十局設置簡易遠隔収容装置収容アナログ電話回線数

×局設置簡易遠隔収容装置アナログ電話回線単価

十局設置簡易遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線  
数

×局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単  
価

十回線収容部投資額

(2) 局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額

= 局設置簡易遠隔収容装置ユニット数

×局設置簡易遠隔収容装置ユニット単価

十局設置簡易遠隔収容装置収容アナログ電話回線数

×局設置簡易遠隔収容装置アナログ電話回線単価

十局設置簡易遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線  
数

×局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単

十回線収容部装置類

別表第六の表き線点遠隔収容装置の項算定方法の欄4(1)イ中「回線メタム専用線回線数」を「専用線回線数」に改め、同欄5中「すべて」を「全」に改める。

別表第六の表加入者系半固定パス伝送装置の項算定方法の欄1(1)ア中「当該局に所属する」の次に「局設置簡易遠隔収容装置数及び」を加え、同(1)イ及びウ中「当該局に所属する」の次に「局設置簡易遠隔収容装置及び」を加え、同1(2)中「当該局に所属する」の次に「局設置簡易遠隔収容装置及び」を加え、「回線数」に改め、同欄2中「すべて」を「全」に改める。

別表第六の表消防警察トランクの項算定方法の欄1(2)中「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局又は局設置簡易遠隔収容装置設置局」に改め、同1(3)中「すべての遠隔収容装置設置局」を「全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局」に改め、同欄2中「すべて」を「全」に改める。

別表第六の表警察消防用回線集約装置の項、主配線盤の項及び光ケーブル成端架の項中「すべて」を「全」に改める。

別表第六の表伝送装置の項中「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局」に改める。

別表第六の表中間中継伝送装置の項算定方法の欄を次のように改める。

1 局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

局設置簡易遠隔收容装置設置局ごとに、局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものとから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、当該局に帰属する線点遠隔收容装置数と当該局に設置される局設置簡易遠隔收容装置数の合計を乗じたものを、当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架收容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。

2 局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

局設置遠隔收容装置設置局ごとに、次の(1)及び(2)の手順で求めた中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数とする。

- (1) 局設置遠隔收容装置設置局ごとに、多重変換装置（52M）及び多重変換装置（156M）につき、局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものとから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるも

のとす。 ) に、当該局に設置する多重変換装置インタフェース数を乗じたものを当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。

- (2) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したことから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、当該局に帰属する線点遠隔収容装置数を乗じたものを、当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。

3 加入者交換機設置局～中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

加入者交換機設置局ごとに、次の(1)及び(2)の手順で求めた中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数とする。

- (1) 加入者交換機設置局ごとに、多重変換装置（52M）及び多重変換装置（156M）につき、多重変換装置局間インタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局

～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したことから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を乗じたものを中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。

(2) 加入者交換機設置局ごとに、高速終端中継伝送装置（156M）、高速終端中継伝送装置（600M）及び高速終端中継伝送装置（2.4G）につき、高速終端中継伝送装置間インタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したことから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を乗じたものの合計を中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。

4 中継交換機設置局～中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定中継交換機設置局（当該局の上位に中継交換機設置局が存在する局に限る。）ごとに、高速終端中継伝送装置（156M）、高速終端中継伝送装置（600M）及び高速終端中継伝送装置（2.4G）につき、高速終端中継伝送装置間インタフェース数を2で除したものに、中継交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除

したものである。2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を乗じたものの合計を当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。

#### 5 投資額の算定

次の算定式により、前4項の規定に基づき算定した中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数を用いて局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局の局ごと中間中継伝送装置投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。

$$\begin{aligned} & \text{局ごと中間中継伝送装置投資額} \\ & = \text{中間中継伝送装置架数} \\ & \quad \times \text{中間中継伝送装置架} \cdot \text{共通部当たり単価} \\ & \quad + \text{中間中継伝送装置数} \\ & \quad \times \text{中間中継伝送装置単価} \end{aligned}$$

別表第六の表クロック供給装置の算定方法の欄1③中「クロムコネクト装置増設架数」の次に「、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうち

TDMA装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数」及び「③」及び「④」及び「⑤」及び「⑥」

1(2)中「遠隔收容装置設置局」や「局設置遠隔收容装置設置局」に於て、「加入者交換機ユニット数」の次に「無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDM A装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数」や「(2)や(1)の架数」や「多重変換装置の架数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDM A装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数」に於て、(1)を(2)の前に次のように加える。

- (1) 局設置簡易遠隔收容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（当該局に設置される無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDM A装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したもの）をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架收容率で除したものをクロック供給装置架数とする。

別表第六の表メタルケーブルの項算定方法の欄1(2)中「または遠隔收容装置」や「局設置遠隔收容装置又は局設置簡易遠隔收容装置」に「すべて」や「全て」に於て、(1)及び(2)中「又は遠隔收容装置」や「局設置遠隔收容装置又は局設置簡易遠隔收容装置」に於て、(1)すべて「すべて」に於て」に於て」。

別表第六の表加入系光ケーブルの項算定方法の欄1(2)中「又は遠隔收容装置」を「、局設置遠隔收容装置又は局設置簡易遠隔收容装置」に、「すべて」を「全て」に改め、同欄2(1)中「又は遠隔收容装置」を「、局設置遠隔收容装置又は局設置簡易遠隔收容装置」に改め、同2(3)中「に置き換える」の次に「。」を加え、「又は遠隔收容装置」を「、局設置遠隔收容装置又は局設置簡易遠隔收容装置」に改め、同欄3中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表中継系光ケーブルの項算定方法の欄3中「すべて」を「全て」に改め、同3を同欄4とし、同欄2を同欄3とし、同欄1中「遠隔收容装置設置局」を「局設置遠隔收容装置設置局」に改め、同1を同欄2とし、同2の前に次のように加える。

1 局設置簡易遠隔收容装置設置局へ加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定  
局設置簡易遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔收容装置ユニット数及び当該局に設置する局設置簡易遠隔收容装置ユニット数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。

別表第六の表海底光ケーブルの項算定方法の欄1中「遠隔收容装置設置局間、遠隔收容装置設置局へ加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局へ中継交換機設置」を並列し、同欄2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表海底中間中継伝送装置の項算定方法の欄1中「遠隔收容装置設置局間、遠隔收容装置

設置局～加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局～中継交換機設置局を削り、同欄2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表無線伝送設備の項設備区分の欄中「無線伝送設備」を「無線伝送装置」に改め、同項算定方法の欄1中「遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局～中継交換機設置局間」を「区間の両端の局」とし、「無線伝送設備設置量」を「無線伝送装置設置量」に改め、同欄2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表無線アンテナの項算定方法の欄1中「遠隔収容装置設置局、加入者交換機設置局及び中継交換機設置局」を削り、同欄2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表無線鉄塔の項算定方法の欄1中「遠隔収容装置設置局、加入者交換機設置局及び中継交換機設置局」を削り、同欄2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表衛星通信設備の項算定方法の欄1中「遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局～中継交換機設置局間」を「区間の両端の局」に改め、同欄2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表加入系電柱の項、中継系電柱の項、加入系管路の項、中継系管路の項、加入系中口径管路の項、中継系中口径管路の項、加入系共同溝の項、中継系共同溝の項、加入系とう道の項、中継系とう道の項及び電線共同溝の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表総合デジタル通信局内回線終端装置の項算定方法の欄1(3)を同1(4)とし、同1(2)中「遠隔収容装置設置局ごと」に」や「局設置遠隔収容装置設置局ごと」に」及び「遠隔収容装置が」や「局設置遠隔収容装置が」に改め、同(2)を同1(3)とし、同1(1)の次に次のように加える。

(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。

別表第六の表総合デジタル通信局内回線終端装置の項算定方法の欄2を次のように改める。

## 2 投資額の算定

前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数、局設置簡易遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数、局設置遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数又は加入者交換機の総合デジタル通信局内回線終端装置数を用い、次の算定式により、局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定し、全ての局の局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置については、局が属する都道府県の単価を使用する。

局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額

＝き線点遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数

×き線点遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価

＋局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数

×局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価

＋局設置遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数

×局設置遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価

＋加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置数

×加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置単価

別表第六の表アナログ局内回線収容部の項算定方法の欄1(3)を同1(4)とし、同1(2)中「遠隔収容装置設置局ごと」を「局設置遠隔収容装置設置局ごと」とし、「遠隔収容装置が」を「局設置遠隔収容装置が」に改め、同(2)を同1(3)とし、同1(1)の次に次のように加える。

(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容するアナログ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。  
別表第六の表アナログ局内回線収容部の項算定方法の欄2を次のように改める。

## 2 投資額の算定

前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数、局設置簡易遠隔

收容装置のアナログ局内回線收容部数、局設置遠隔收容装置のアナログ局内回線收容部数又は加入者交換機のアナログ局内回線收容部数を用い、次の算定式により、局ごとアナログ局内回線收容部投資額を算定し、全ての局の局ごとアナログ局内回線收容部投資額を合算し、アナログ局内回線收容部投資額を算定する。この場合、き線点遠隔收容装置のアナログ局内回線收容部については局が属する都道府県の単価を使用する。

局ごとアナログ局内回線收容部投資額

＝き線点遠隔收容装置アナログ局内回線收容部数

×き線点遠隔收容装置アナログ局内回線收容部単価

+局設置簡易遠隔收容装置アナログ局内回線收容部数

×局設置簡易遠隔收容装置アナログ局内回線收容部単価

+局設置遠隔收容装置アナログ局内回線收容部数

×局設置遠隔收容装置アナログ局内回線收容部単価

+加入者交換機アナログ局内回線收容部数

×加入者交換機アナログ局内回線收容部単価

別表第六の表アナログ・デジタル回線共通部の項算定方法の欄 1(3)を同 1(4)とし、同 1(2)中「遠隔收容装置設置局ごと」を「局設置遠隔收容装置設置局ごと」とし、「遠隔收容装置が」を「局設置收容装置設置局ごと」とし、

遠隔収容装置が」に改め、同(2)を同1(3)とし、同1(1)の次に次のように加える。

- (2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数とする。別表第六の表アナログ・デジタル回線共通部の項算定方法の欄2を次のように改める。

## 2 投資額の算定

前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数、局設置簡易遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数、局設置遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数又は加入者交換機のアナログ・デジタル回線共通部数を用い、次の算定式により、局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を算定し、全ての局の局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を合算し、アナログ・デジタル回線共通部投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部については局が属する都道府県の単価を使用する。

局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額

＝き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数

×き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価

＋局設置簡易遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数

×局設置簡易遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価

十 局設置遠隔收容装置アナログ・デジタル回線共通部数

× 局設置遠隔收容装置アナログ・デジタル回線共通部単価

十 加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部数

× 加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部単価

別表第六の表加入者交換回線收容装置の項、中継交換回線收容装置の項、中継交換機の項及び信号用中継交換機の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表空調設備の項算定方法の欄2中「~~設置~~」を「~~設置~~」に改め、同欄3中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表電力設備（整流装置）の項、電力設備（直流変換電源装置）の項及び電力設備（交流無停電電源装置）の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表電力設備（蓄電池）の項算定方法の欄2中「~~遠隔收容装置設置局の~~」を「局設置遠隔收容装置設置局の」に、「~~遠隔收容装置設置局用蓄電池容量算出係数~~」を「局設置遠隔收容装置設置局用蓄電池容量算出係数」に、「~~当該局舎~~」を「当該局」に改め、同欄3中「前2項」を「前3項」に、「すべて」を「全て」に改め、同3を同欄4とし、同欄2の次に次のように加える。

### 3 局設置簡易遠隔收容装置設置局の蓄電池の設備量の算定

局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔收容装置設置

局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔收容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔收容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。

別表第六の表電力設備（受電装置）の項及び電力設備（発電装置）の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表電力設備（小規模局用電源装置）の項算定方法の欄「中」「遠隔收容装置設置局ごと」と「や」「局設置遠隔收容装置設置局及び局設置簡易遠隔收容装置設置局ごと」と並び、「当該局に設置される設備」の次に「（局設置簡易遠隔收容装置を除く。）」を加え、回欄「中」「すべて」を「全て」に改め、回項の次に次のように加える。

電力設備 （可搬型発電機）	1 設備量の算定
	<p>全ての局設置遠隔收容装置設置局及び局設置簡易遠隔收容装置設置局を所要電流値ごとに分類した局数を全ての局設置遠隔收容装置設置局及び局設置簡易遠隔收容装置設置局数でそれぞれ除した値を可搬型発電機の所要電流別配置比率として、その比率に応じて総設置数を割り当てることにより、所要電流別可搬型</p>

発動発電機設置台数を算出する。

2 投資額の算定

(1) 所要電流別可搬型発動発電機設置台数に、可搬型発動発電機規定容量を乗じ、所要電流別可搬型発動発電機容量を算出する。

(2) (1)で求めた値に、所要電流に応じた可搬型発動発電機単価を乗じた値を算出し、これらを合算した値を投資額とする。

別表第六の表機械室建物の項算定方法の欄1(1)シ中「遠隔収容装置設置局」や「局設置遠隔収容装置設置局」に改め、同欄3中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表機械室土地の項算定方法の欄2中「遠隔収容装置設置局」や「局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局」に改め、同欄3中「すべて」や「全て」及び「局ごと機械室建築物投資額」や「局ごと機械室土地投資額」に改める。

「局設置遠隔	「局設置遠隔	「局設置簡易	「電力設備	「電力設備	「電力設備	「局設置遠隔
--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------

別表第七様式第一中

収容装置

を

収容

遠隔収容装置

に、

小規模局用電源装置)

を

小規模局用電源装置)

可搬型発電機)

に改め、同表様式第二中

収容装置

--	--	--	--	--	--

局設置簡易遠隔收容	局設置遠隔收容裝置
-----------	-----------

電力設備（小規模局
-----------

電力設備（可搬型	電力設備（小規模局
----------	-----------

を

											装置

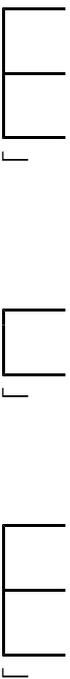
に、

											用電源装置)
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------

を

											用電源装置)
											動発電機)

に改める。



別表第八第二の表監視設備の項中

伝送無線機	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備
市外線路	（き線点遠隔收容装置～加入者交換機間伝送のうち、遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置遠隔收容装置～加入者交換機間伝送、加入者交換機～中継交換機間伝送、中継交換機間及び相互接続点間伝送に係るものに限る。）
	光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送設備

伝送無線機	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備
機	（き線点遠隔收容装置～加入者交換機間伝送のうち、局設置簡易遠隔收容装

	置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、局設置遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、加入者交換機～中継交換機間伝送、中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間伝送に係るものに限る。) )
市外線路	光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置 (き線点遠隔収容装置～加入者交換機間伝送のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、局設置遠隔収容装置～加入者交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るものに限る。) )

」

改める。

別表第八第二の表空調設備の項帰属対象設備の欄中「遠隔収容装置」を「局設置遠隔収容装置」に改める。

別表第八第二の表電力設備の項中

小規模局舎	局設置遠隔収容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間	電流比
用蓄電池	中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信	

」

	設備
--	----

小規模局舎用蓄電池	局設置簡易遠隔收容装置、局設置遠隔收容装置、伝送装置、中間継伝送装置、海底中間継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信設備	電流比
可搬型発動発電機	局設置簡易遠隔收容装置、局設置遠隔收容装置、伝送装置、中間継伝送装置、海底中間継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信設備	電流比

改める。

別表第八第二の表機械室建物の項及び機械室土地の項中「遠隔收容装置」を「局設置簡易遠隔收容装置、局設置遠隔收容装置」に改める。

「局設置遠隔」

「局設置遠隔」 「局設置簡易」

「き線点遠隔」

「き線点遠隔」 「局設置簡易」

別表第九第一の表中

										収容装置
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------

を

										収容装置
										遠隔収容装置

に改め、同表第二及び第三の表中

										収容装置
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------

を

										収容装置
										遠隔収容装置

--	--	--	--


--	--	--	--


に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあつては、別表第五第一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第五第二に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。

- 3 前項の控除は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあつては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率（現に事業者が使用してい

る交換機関連設備等の取得原価のうち法定耐用年数を経過して使用している設備の取得原価が占める割合に基づき算定される値であつて、新規則第十五条第一項の規定に基づき総務大臣が通知するものをいう。以下この項において同じ。）を控除した率を乗じて得た額の三分の一に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

二 平成二十六年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあつては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率を控除した率を乗じて得た額の三分の二に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

三 平成二十七年四月一日以降に開始する事業年度に係る補てん対象額の算定にあつては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率を控除した率を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ控除するものであること。